

重要事項説明書

〈令和7年 11月1日現在〉

株式会社サンハート

グループホーム 助さん・格さん

1 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03-3826-5308 (午前9時00～午後5時00分まで)
担当者	管理者 鈴木 裕人

2 認知症対応型共同生活介護事業者（法人）の概要

法人名	株式会社サンハート
所在地	東京都 葛飾区 細田5-15-6
代表者名	代表取締役 三浦 信泰
代表番号	電話 03-3672-3339 FAX 03-3672-3338
事業所数	<u>有料老人ホーム2ヶ所</u> <u>デイサービス1ヶ所</u> <u>グループホーム3ヶ所</u> <u>小規模多機能居宅介護3ヶ所</u>

3 サービス提供事業所

事業所名	助さん・格さん
所在地	東京都 葛飾区 新宿1-23-12
電話番号	03-3826-5308
指定事業者番号	第 1392200182 号
その他のサービス	なし

4 同事業所の設備概要

建物構造	鉄骨造3階建て	居室	2階9室 ・ 3階9室
トイレ	各階3ヶ所	台所	各階1ヶ所
浴室・脱衣室	各階1ヶ所	食堂・居間	各階1ヶ所

5 サービス内容

(1) 介護サービス計画の立案

ご利用者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえて、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護サービス計画を作成します。また、必要に応じて計画の変更を行います。

(2) 食事

ご利用者の心身の状況、嗜好、栄養バランスに配慮して、作成した献立表に基づき提供いたします。

朝食（午前8時頃）、昼食（正午頃）、夕食（午後6時頃）を各階の居間兼食堂においてスタッフと一緒にいただきます。

(3) 入浴

原則的に毎日ご利用いただけます。

(4) 機能訓練

離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

(5) 介護サービス

介護サービス計画に沿って、ご利用者の自立を妨げない範囲において、下記の介護サービスをご提供いたします。

①食事の支度、居室掃除、洗濯等の家事一般介助

②着替え、洗面、食事、排泄、入浴、服薬管理、健康管理、散歩等の生活一般介助

(6) 生活相談

介護サービスに関することも含め、日常生活一般に関するご相談を承ります。

(7) 行政手続代行

行政手続の代行をお受けいたします。手続きに関する経費は、その都度お支払い戴きます。

(8) 医師往診等の手配

医師の往診の手配、その他療養上のお世話をいたします。

6 利用料金

(1) 利用料金

①介護保険の給付対象となる費用

	単 位	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
要支援2	749	1ヶ月(30日の場合)24,510円	1ヶ月(30日の場合)48,990円	1ヶ月(30日の場合)73,500円
要介護1	753	1ヶ月(30日の場合)24,630円	1ヶ月(30日の場合)49,260円	1ヶ月(30日の場合)73,890円
要介護2	788	1ヶ月(30日の場合)25,770円	1ヶ月(30日の場合)51,540円	1ヶ月(30日の場合)77,310円
要介護3	812	1ヶ月(30日の場合)26,550円	1ヶ月(30日の場合)53,100円	1ヶ月(30日の場合)79,650円
要介護4	828	1ヶ月(30日の場合)27,090円	1ヶ月(30日の場合)54,150円	1ヶ月(30日の場合)81,240円
要介護5	845	1ヶ月(30日の場合)27,630円	1ヶ月(30日の場合)55,260円	1ヶ月(30日の場合)82,890円
初期加算	30	入居日から30日間加算致します。(30日間981円)		

②介護保険の給付対象外となる費用

		一般	生活保護 中国残留邦人等	ご説明
敷 金	初回のみ	234,000	161,100	退去時に債務（利用料の未払い、現状回復等）があれば、入居一時金から控除し、その残額をただちに返還いたします。
居室料	1 ヶ月につき	78,000	53,700	（入所・退所した月は日割り計算といたします）
食材費	1 ヶ月につき	45,000	45,000	（1 日あたり 1,500 円 朝食 300 円・昼食 500 円 夕食 500 円 おやつ 200 円で 30 日計算 食べなかった場合は請求しません。）
水光熱費	1 ヶ月につき	20,000	8,840	（入所・退所した月は日割り計算といたします）
共益費	1 ヶ月につき	20,000	8,840	（入所・退所した月は日割り計算といたします） 車両・ガソリン代、エレベータ、火災設備等メンテナンス費
その他	—	実費	実費	理美容、日用品、嗜好品、医療などの費用
特別加算料金	12/31～1/3	1 日 2,000	1 日 2,000	年末年始 特別料理代（同意を得た上で提供する）
通院介助費	1 時間	1,000	1,000	通院の際の介助費
送迎費	片道	2,000	2,000	外部通院の際の車代

③加（減）算料金

ア 初期加算… 入居開始日から 30 日間に限り、1 日 33 円の費用を算定する。ただし、入居後病院等での治療が必要となり、30 日以上入院等をして再入居された場合、再度入居開始日から 30 日間に限り再算定を行う。

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ… 以下の表のとおり、加算算定を行う。

1 月につき、所定単位数 × 11・10 %

ウ 若年性認知症利用者受入加算… 若年性認知症利用者に対して、受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、認知症対応型共同生活介護を提供した場合、以下の金額を算定する。

(a) 金額	1 日につき 1,308 円
(b) 介護保険給付金額	1 日につき 1,177 円
(c) 自己負担額（1 割分として）	1 日につき 131 円

エ 医療連携体制加算Ⅰ… 当該事業所では、常勤看護師の配置がなく、訪問看護ステーションとの契約により、入居者の日々の健康管理に努めていることから、以下の金額を算定する。

(a) 金額	1 日につき 425 円
(b) 介護保険給付金額	1 日につき 382 円
(c) 自己負担額（1 割分として）	1 日につき 43 円

オ 身体拘束廃止未実施減算… 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算として、介護保険基本単価より 1 割の金額を減算する。

これは、当該事業所入居者全員に適用される。

カ 利用者の入院期間中の体制… 何らかの事由により、入居者が病院等に入院する必要性が生じ、明らかに入院後3ヶ月以内に退院が見込まれていることを前提として、入院日及び退院日を除き、1月に6日を限度として、介護保険基本単価に代えて1日につき269円の金額を算定する。

キ 看取り介護加算… 当該事業所において、看取り対応を行った場合、以下のとおり日数に準じて加算算定を行う。

A 死亡日	：	1日につき	1,396円
B 死亡日以前2日又は3日	：	1日につき	742円
C 死亡日以前4日以上30日以内	：	1日につき	157円
D 死亡日以前31日以上45日以内	：	1日につき	79円

ク 生活機能向上連携加算（Ⅱ）… リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価を共同で行い、かつ計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合、以下のとおり算定を行う。

(a) 金額	1月に限り	2,180円
(b) 介護保険給付金額	1月に限り	1,962円
(c) 自己負担額（1割分として）	1月に限り	218円

ケ 口腔衛生管理体制加算… 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っていることから、1ヶ月につき33円の加算算定を行う。

コ 口腔・栄養スクリーニング加算… 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合、6ヶ月に1回を限度として、以下の表のとおり加算算定を行う。

(a) 金額	1回につき	218円
(b) 介護保険給付金額	1回につき	196円
(c) 自己負担額（1割分として）	1回につき	22円

サ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

シ 以上の加算金額については、1割負担分を記載してあるものであり、2割・3割負担者についてはこの限りではない。また、介護報酬算定計算方法により記載金額に誤差が生じることもある。

7 入退去の手続き

（1）サービスの利用開始（入居手続）

- ①ご相談窓口への入居申込の連絡を頂いた際に、入居条件が満たされ、且つ、空室がある場合には入居手続が可能です。また、空室がない場合には、待機者として登録させていただきます。
- ②ご入居手続については、まず最初に「被保険者証」の確認、ご利用者及びご家族の面談や診断書等によるご利用者の希望・心身の状態の把握等を基に、ご入居の可否を判断させていただきます。
- ③ご入居が決まりましたら契約書等を締結させて頂き、その後は介護サービス計画を作成し、サービスを開始させていただきます。尚、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用終了（退去手続）

①ご利用者の都合で終了する場合

サービス終了を希望する30日前までに文書でお申し出ください。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②当事業所の都合で終了する場合

ご利用者の入院に伴い退院の見込みがない場合、人員不足で所定のサービスが提供できない場合等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了30日前までに理由を示した文書で通知いたします。

③自動終了する場合

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスは終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合。
- ・ご利用者が要介護認定の更新手続きで「非該当」または「要支援1」と認定された場合。
- ・ご利用者が死亡または被保険者資格を喪失した場合。

④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払わない場合、お客様の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの対応が困難な状態、又は専門的な医学対応が必要と判断された場合、お客様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やその家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

8 当社のグループホームの特長

(1) 運営方針

- ・少人数の利用者と介護スタッフとの共同生活なので家庭的な雰囲気の中かで、ゆったりと安心した生活が送れます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備考
従業員への研修の実施	あり	
家族等の面会制限の有無	なし	

9 ホーム利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間

面会時間の制限はなく自由です。但し、利用者の治安維持・安全確保の観点により夜19時以降から翌朝6時まで内部から施錠いたしておりますので、特に夜間の面会時には事前の連絡をお願いいたします。尚、面会簿に必要事項を必ずご記入ください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊届に外出・外泊先などを所要事項をご記入の上、外出・外泊をお願いいたします。

(3) 宿泊

入居者のお部屋への宿泊は自由です。尚、安全確保のため事前に許可を得てください。

(4) 喫煙・飲酒

自室内での喫煙・飲酒はご遠慮いただきます。喫煙につきましては指定の場所をお願いいたします。

(5) 金銭・貴重品管理

ご利用者による自己管理は盗難、紛失等の原因になり、思わぬトラブルになり兼ねませんので、事業所で管理させていただきます。尚、当ホームの「預かり金等取扱規定」に基づき厳格に管理いたしますのでご利用下さい。

(6) 持込品

ベッド、家具、電化製品（テレビ等）、衣類、食器類、日用品の持ち込みは可能です。今までお住まいのところで使い慣れた品々をお持ち込みください。尚、刃物（剃刀、ナイフ等）火気（ライター、マッチ）等の危険物の持込みは禁止させていただきます。

(7) 宗教

ご利用者による信仰・宗教は自由です。但し、ホーム内での信仰・宗教活動は禁止いたします。

(8) その他

騒音の発生、放歌高吟などの他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。尚、場合によっては強制退去していただく場合がございますのでご了承ください。

10 緊急時の対応

利用者の健康状態の急変などの緊急時は、予め定められた連絡先へ速やかに連絡すると共に主治医への連絡、あるいは救急医療、緊急入院が受けられるように対応いたします。又、当施設は利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、そのご家族に昼夜を問わず緊急連絡いたします。

11 非常災害対策

- ・防災時の対応 ご利用者の安全かつ迅速な避難誘導
- ・防災設備 スプリンクラー設備・誘導灯・自動火災報知器・消火器等
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 林 哲也

1.2 事故発生時の対応

- ・利用者に対して認知症対応型共同生活介護の提供するサービスにより事故が発生した場合は、利用者、その家族及び市区町村に連絡、報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故に至った経緯等について調査し、事故を正確に把握します。
- ・事故の原因を究明し、再発防止に努めます。

1.3 当ホームに関する相談・要望・苦情などの窓口

(1) サービスについてのご相談・苦情は下記にて承ります。

担当 鈴木 裕人 (管理者)	電話番号 03-3826-5308
------------------	-------------------

受付時間 9:00～17:00

(2) その他、区市町村の相談・苦情窓口に伝えることができます。

葛飾区 介護保険課

住所 葛飾区 立石5-13-1 電話 03-3695-1111 (代表)

受付時間 8:30～17:00

・東京都国民健康保険団体連合会

住所 東京都 千代田区 飯田橋 3丁目 5番 1号 東京区政会館 11階

電話 03-6238-0177

受付時間 9:00～17:00

1.4 サービスのチェック

第三者評価を実施しております。

最終実施日 令和4年3月15日 評価機関 株式会社MKCZ

結果の開示は東京都福祉ナビゲーション ホームページにて掲載しています。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	東京都 葛飾区 細田 5-15-6	
名称	株式会社サンハート	
代表者	代表取締役 三浦 信泰	印

サービス提供事業所

所在地	東京都 葛飾区 新宿 1-23-12	
名称	助さん・格さん	
管理責任者	管理者 鈴木 裕人	印

私は本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者

住所	
氏名	印

利用者代理人

住所	
氏名	印

家族（保証人）

住所	
氏名	印

利用者との続柄（ ）

家族（保証人）

住所	
氏名	印

利用者との続柄（ ）